



平成24年度 保険料納額告知書を発送

定額分の医療分保険料賦課額は前年度同額

後期高齢者支援金等負担額 1人月額2,840円

介護保険納付金負担額 1人月額3,240円

本年4月1日付けで「平成24年度保険料納額告知書」を組合員各位に発送しております。

すでにお手元に届いていることと思いますが、この納額告知書は今後1年間の暫定保険料支払額の目安となるもので、10月に「保険料所得割賦課額決定通知書」を発送します。

一般被保険者にかかわる保険料は、平成20年度から新たに加わった「後期高齢者支援金等賦課額」と従来からの「介護納付金賦課額」を除き定額分の保険料賦課の総額は、前年度と変わりありません。

なお、平成24年度の被保険者の「後期高齢者支援金等賦課額」の保険料は、1人月額2,840円となっています。

40歳以上65歳未満の被保険者（介護保険法による「第2号被保険者」）の「介護納付金賦課額」の保険料は、1人月額3,240円となっています。

1年間の保険料は組合員（世帯）ごとの平等割賦課額、組合員の所得に応じた所得割賦課額、家族・准組合員（従業員）数に応じた均等割賦課額の3つの医療分保険料に、後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額の保険料分を加えて算出します。

なお、当組合の保険料賦課額の詳細については、別表の「平成24年度保険料賦課額算出等の概要」をご参照ください。

*定額分の保険料賦課額

◎第1種・第2種組合員<75歳未満の組合員>

平等割賦課額(平成23年度16,800円⇒24年度15,120円)＋後期高齢者支援金等賦課額(平成23年度32,400円⇒24年度34,080円)＝平成24年度年額49,200円（前年度同額）

◎第3種組合員<後期高齢者：75歳以上の組合員>

平等割賦課額＝平成23年度年額16,800円（月額1,400円）⇒平成24年度年額15,120円（月額1,260円）

◎家族・准組合員(従業員)<75歳未満の被保険者>

均等割賦課額(平成23年度27,600円⇒24年度25,920円)＋後期高齢者支援金等賦課額(平成23年度32,400円⇒24年度34,080円)＝平成24年度年額60,000円（前年度同額）

※保険料所得割賦課額は暫定賦課

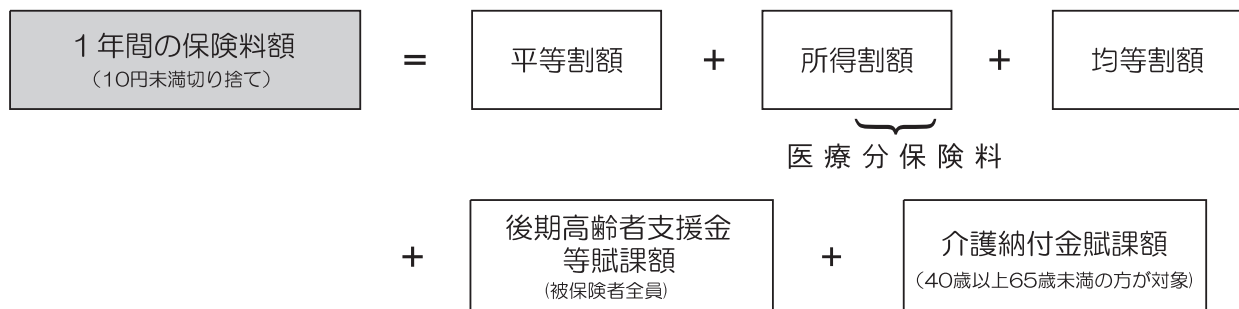
保険料の所得割賦課額は前年中総所得金額を基礎に算定します。しかし、組合では4月1日の時点ではこの前年中の「総所得金額」は把握できません。

そこで、前年中の「総所得金額」が分かるまでの期間（4月～9月）は平成22年中の「総所得金額」を基礎にして仮賦課をしております。このことを暫定賦課といっております。

10月には平成23年中の「総所得金額」を基礎に算定し、所得割賦課額の確定賦課を行い、既納保険料と精算します。

この、10月の所得割賦課額の確定賦課に該当されます組合員については、「保険料所得割賦課額決定通知書」を発行し、お知らせします。

※保険料賦課額の計算方法



- 1) 上記の保険料賦課額区分の該当する合算額が、1年間の保険料額となります。
- 2) 年度の途中で加入したときは、加入した月から月割で計算します。

(別表)

平成24年度保険料賦課額算出等の概要

北海道医師国民健康保険組合

(金額単位；円)

保険料の賦課額区分	第1種・第2種組合員 〔第2種=医育機関医師会会員〕 ＜75歳未満の組合員＞	第3種組合員 〔後期高齢者〕 ＜75歳以上の組合員＞	組合員以外 〔家族・准組合員(従業員)〕 ＜75歳未満の被保険者＞
(1) 平等割賦課額 〔第1種・2種・3種組合員: 1人につき〕	(年額) 15,120 (月額) 1,260 * 49,200円 - (4) 後期高齢者支援金等賦課額34,080円 = (年額) 15,120円	(年額) 15,120 (月額) 1,260	—
(2) 所得割賦課額 〔第1種・2種組合員: 1人につき〕	前年中の総所得金額× (料率) 14/1,000 * 第2種組合員加算額 (年額) 60,000 * 所得割賦課限度額 (年額) 520,000	—	—
(3) 均等割賦課額 〔家族・准組合員(従業員): 1人につき〕	—	—	(年額) 25,920 (月額) 2,160 * 60,000円 - (4) 後期高齢者 支援金等賦課額34,080円 = (年額) 25,920円
(4) 後期高齢者支援金等賦課額 〔被保険者全員: 1人につき〕 (高齢者医療制度の支援 金等負担額関係)	(年額) 34,080 (月額) 2,840 * 後期高齢者支援金等の合計 額(毎年度の官報公示額)に 100分の69を乗じて得た額	—	(年額) 34,080 (月額) 2,840 * 後期高齢者支援金等の合計 額(毎年度の官報公示額)に 100分の69を乗じて得た額
(5) 介護納付金賦課額 〔40歳以上65歳未満の被 保険者: 1人につき〕	(年額) 38,880 (月額) 3,240 * 介護納付金の額(毎年度の 官報公示額)に100分の69 を乗じて得た額	—	(年額) 38,880 (月額) 3,240 * 介護納付金の額(毎年度の 官報公示額)に100分の69 を乗じて得た額

(備考)

1. 第3種組合員(75歳以上の後期高齢者)の保険料は平等割賦課額のみとし、所得割賦課額および後期高齢者支援金等賦課額については、第3種組合員に該当することとなった日の属する月から賦課しないこととなります。

2. 後期高齢者支援金等賦課額

【規約第25条第1項(4)……抜粋】

(4) 後期高齢者支援金等賦課額

高齢者医療確保法第120条に規定する概算後期高齢者支援金及び同法附則第8条に規定する病床転換支援金の合計額に100分の69を乗じて得た額

※平成24年度後期高齢者支援金(年額)が49,522円、病床転換支援金(年額)2円78銭〔平成24年3月29日付:官報・厚生労働省告示第184号の公示額〕と確定したため、後期高齢者支援金等賦課額は(月額)2,840円となります。

* (後期高齢者支援金49,522円+病床転換支援金2円78銭=49,524円78銭)×0.69=(年34,172円10銭)÷12ヵ月=2,848円(10円未満の端数は切り捨て:保険料年額34,080円)

3. 介護納付金賦課額

【規約第25条第1項(5)……抜粋】

(5) 介護納付金賦課額

被保険者が介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第2号に規定する第2号被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)であるときは、同法の規定に基づいて算定された介護納付金の額に100分の69を乗じて得た額

※平成24年度介護納付金(年額)が56,366円〔平成24年2月16日付:官報・厚生労働省告示第53号の公示額〕と確定したため、介護納付金賦課額は(月額)3,240円となります。

* (介護納付金56,366円)×0.69=(年38,892円)÷12ヵ月=3,241円(10円未満の端数は切り捨て:保険料年額38,880円)

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

北海道医師国民健康保険組合

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは、国民健康保険法および組合規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響いたしますので、お早めに届け出をお願いいたします。

〈被保険者の異動〉

◎ 包括（全員）資格喪失届

組合員の社会保険（協会けんぽ等）加入、死亡、北海道医師会退会、道外に住所を移したとき、ほか

◎ 一部加入届

社会保険（協会けんぽ等）離脱、出生、従業員（准組合員）の採用、組合員と同一世帯になったとき、ほか

※家 族＝組合員と同一世帯で、協会けんぽなど他の保険に加入できない方。

※従 業 員＝社会保険（協会けんぽ等）に加入できない方。

（准組合員）

◎ 一部喪失届

社会保険（協会けんぽ等）加入、死亡、従業員（准組合員）の退職、組合員と別世帯になったとき、ほか

◎ その他

① 住所・氏名変更届

組合員・従業員（准組合員）の住所・氏名が変更になったとき

② 法第116条該当・非該当届

家族が入学、進学により組合員と住所を別にしたとき

***届け出の用紙につきましては、平成24年4月上旬に組合員の方にお送りしております様式をご利用願います。**

また、各支部（所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局）ならびに本組合のインターネットホームページ（<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>）からも用紙は入手できます。

〈届け出用紙の届け出先〉

各支部（所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局）

掲載内容の訂正について

北海道医報4月号（第1123号）で掲載の「道医国保公示第377号」で公示いたしました就任された組合議員の方が変更となりましたので、下記のとおりご訂正くださいますようお願い申し上げます。

（変更前） ◎就任された議員 木 下 哲 志 （北海道大学：平成24年4月1日 就任）

（変更後） ◎就任された議員 中 島 翠 （北海道大学：平成24年4月1日 就任）